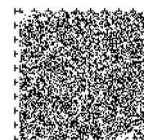


総論



1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

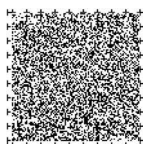
本市では、平成10年に策定した「市民福祉プランひがしまつやま」（東松山市障害者計画）において、“手帳の有無や障害の種別にかかわらず必要なサービスを利用できる仕組みの構築”を目指し、障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、誰もが社会の構成員として、地域社会に参加していく「ソーシャルインクルージョン¹」の理念をいち早く取り入れてきました。

この理念は、第二次市民福祉プラン（平成19年策定）の「ともに暮らすまち、東松山の実現」、第三次市民福祉プラン（平成29年策定）の「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進」のそれぞれの基本理念に発展的に継承され、地域社会が障害のある人を包容し、障害の有無にかかわらず、すべての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに各施策を進めてきました。

一方、本市においては、令和元年10月に発生した東日本台風により、河川が氾濫し、尊い命や大切な財産が奪われるなど、未だかつて経験したことのない甚大な被害が発生しました。このような災害では、公助による支援だけでなく、避難や災害復旧活動において、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されることになりました。また、令和2年からは国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ソーシャルディスタンスの保持や、社会活動への参加の制限など、障害のある人もない人もこれまでの生活を大きく変えざるを得ない状況となりました。有事の際の避難体制や、障害特性に配慮した情報提供のあり方等について課題が確認され、その解決に向けた取組が求められたところです。

平成29年度から令和8年度を計画期間とする第三次市民福祉プランは、令和3年度に前期計画が満了を迎えることから、前期計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、前期計画で掲げた「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進」を後期計画においても基本理念とし、さら

¹ 障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、地域社会に参加、参画していくことを支援することで、社会の構成員として包み込むことを示した言葉です。



なる発展を目指していきます。

(2) 計画の位置付け

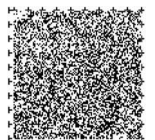
① 法令根拠

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」に当たります。

(障害者基本計画等)

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



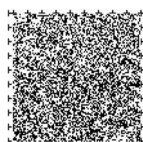
② 市政における位置付け

この計画は、市政の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画（令和3年度から令和7年度）」の健康福祉分野における関連計画に位置付けられます。後期基本計画では、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のまちづくりの視点を取り入れるとともに「観光振興」「産業振興」「子育て支援」「防災・減災対策の推進」「地域福祉の充実」を本市が重点的に取り組むべき課題として位置付けています。この計画においても、“誰一人として取り残さない”というSDGsの理念を意識しながら、地域福祉の充実を目指しています。

また、本計画は、福祉分野における上位計画の「第二次東松山市地域福祉計画」や、その他の保健・福祉の分野別計画、埼玉県が策定した「埼玉県障害者支援計画」等との整合性を図り策定しています。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出展：国際連合広報センター



(主な関連計画)

「第五次東松山市総合計画後期基本計画」

(計画期間：令和3年度～令和7年度)

「第二次東松山市地域福祉計画」(計画期間：令和2年度～令和6年度)

「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

(計画期間：令和3年度～令和5年度)

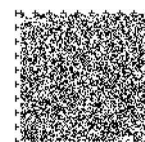
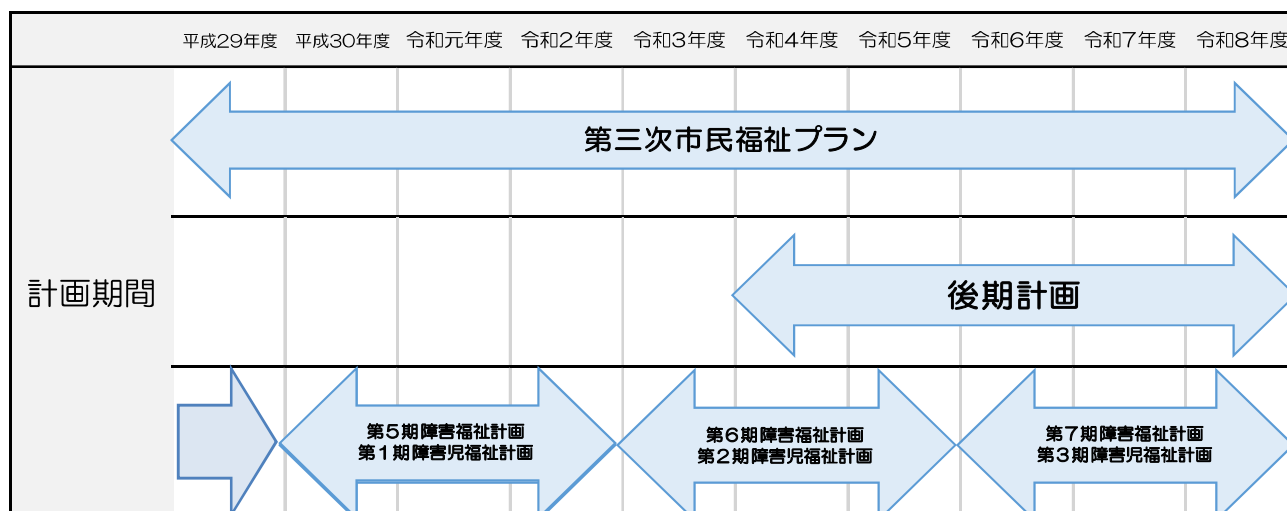
「ひがしまつやま子ども夢プラン【東松山市子ども・子育て支援事業計画】」

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

「東松山市地域防災計画」(令和4年3月改訂)

(3) 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、5年目に当たる令和3年度に見直しを行い、令和4年度から令和8年度までの後期計画を策定します。



2. 障害者施策に関する制度改革

(1) 制度の動向

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律

平成28年6月に公布され、平成30年4月の施行により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用促進や、障害のある子どものニーズの多様化にきめ細かく対応するための見直し等が行われました。また、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

② 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

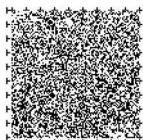
障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、平成30年6月に公布・施行されました。

③ 視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（読書バリアフリー法）

障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年6月に公布・施行されました。

④ 東松山市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、また、手話を普及し、手話を通じて互いに認め合い、支え合う共生社会の実現を目指していくことを目的として、令和元年6月に公布・施行されました。



⑤ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律

官民間問わず、障害者が働きやすい環境を作り、また全ての労働者にとって働きやすい場を作ることを目指すことが重要であるという観点から、令和元年6月に公布され、段階的に施行されました。令和2年4月からは障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が講じられました。

⑥ 埼玉県ケアラー支援条例

ケアラー²の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、令和2年3月に公布・施行されました。

⑦ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレー法）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、令和2年6月に公布され、令和2年12月に施行されました。

⑧ 第6期埼玉県障害者支援計画

障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する計画であり、県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進を図るため、令和3年3月に策定されました。

² ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方のことです。そのうち18歳未満の方をヤングケアラーといいます。



⑨ 東松山市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

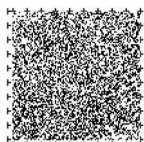
障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に当たり、国の指針に即して障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等の提供体制の確保や円滑な実施について定めるため、令和3年3月に策定されました。

⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されました。令和3年5月、同法は改正され、公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。主な改正内容は、これまで合理的配慮の提供について、国の行政機関や地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務となっていましたが、民間事業者も法的義務となりました。

⑪ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、令和3年6月に公布され、令和3年9月に施行されました。



3. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳所持者は、令和2年度末時点で4,213人となっており、全体としてやや増加傾向にあります。内訳では療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数が伸び、身体障害者手帳所持者数に大きな変化はみられません。また、自立支援医療（精神通院）³の利用者が2年間で162人増加し高い伸びを示しています。

障害者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び指定難病⁴等医療受給者の合計が人口に占める割合は、約7.1%となっており、そのうち4割以上が身体障害者手帳所持者となっています。

表1 障害のある人の状況 (人・世帯)

現在	手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院)	指定難病等 医療	合計	(参考) 人口	(参考) 世帯数
	身体障害者 手帳	療育 手帳 (知的)	精神障害 者保健福 祉手帳	小計					
H30年度末	2,631	714	741	4,086	1,314	719	6,119	90,207	40,026
R1年度末	2,619	728	755	4,102	1,335	734	6,171	90,187	40,557
R2年度末	2,655	742	816	4,213	1,476	772	6,461	90,297	41,209

資料：東松山市福祉事務所

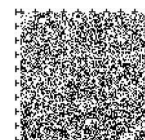
表2 総人口に占める障害のある人の割合 (%)

現在	身体障害 者手帳	療育手帳 (知的)	精神障害 者保健福 祉手帳	自立支援 医療(精神 通院)	指定難病 等医療	計	サービス 支給決定者
H30年度末	2.92	0.79	0.82	1.46	0.80	6.78	0.73
R1年度末	2.90	0.81	0.84	1.48	0.81	6.84	0.83
R2年度末	2.94	0.82	0.90	1.63	0.85	7.16	0.84

資料：東松山市福祉事務所

³ 障害者総合支援法に基づき、手帳の有無にかかわらず、精神疾患のため、通院による精神医療を継続して受ける人を対象に、医療費の自己負担を軽減するものです。

⁴ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費助成の対象となる疾病で、令和3年11月時点では338疾病が指定されています



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、部位別では内部障害の人が増加傾向にあります。また、身体障害者手帳所持者の中での高齢者の割合をみると、平成29年度以降は約70%を占めています。

なお、内部障害の内訳をみると、「心臓」「じん臓」「ぼうこう又は直腸」が大部分を占めています。

表3 級別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳						18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
H30年度末	2,631	900	394	394	636	136	171	60	2,571
R1年度末	2,619	926	383	379	624	133	174	57	2,562
R2年度末	2,655	965	380	374	624	132	180	54	2,601

資料：東松山市福祉事務所

表4 部位別身体障害者手帳所持者数 (人)

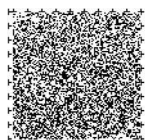
現在	総数	内訳					65歳以上	高齢者割合
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害		
H30年度末	2,631	146	238	42	1,395	810	1,835	70%
R1年度末	2,619	146	236	32	1,360	845	1,846	70%
R2年度末	2,655	150	243	39	1,333	890	1,866	70%

資料：東松山市福祉事務所

表5 内部障害別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は直腸	小腸	免疫	肝臓	計
H30年度末	367	271	28	125	5	11	3	810
R1年度末	379	265	37	148	2	11	3	845
R2年度末	393	302	29	146	7	11	2	890

資料：東松山市福祉事務所



(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表6 程度別療育手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳				18歳未満	18歳以上
		マルA	A	B	C		
H30年度末	714	160	172	218	164	140	574
R1年度末	728	155	174	219	180	144	584
R2年度末	742	157	177	231	177	128	614

資料：東松山市福祉事務所

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

現在	総数	内訳			18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級		
H30年度末	741	73	471	197	12	729
R1年度末	755	78	478	199	22	733
R2年度末	816	87	526	203	11	805

資料：東松山市福祉事務所



(5) 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数については、増加傾向にあり、気分障害⁵が大幅に増加しています。

表8 自立支援医療（精神通院）利用者数 (人)

現在	総数	内訳					18歳未満	18歳以上
		統合失調症 ⁶	気分障害	神経症 ⁷	てんかん	その他 ⁸		
H30年度末	1,314	421	499	116	80	198	32	1,282
R1年度末	1,335	407	524	113	80	211	20	1,315
R2年度末	1,476	427	580	122	86	261	15	1,461

資料：東松山市福祉事務所

(6) 指定難病等医療給付受給者の推移

指定難病による受給者数については、増加傾向が続いています。

表9 特定疾患（指定難病等）医療給付利用者数 (人)

現在	総数	内訳	
		指定難病等	小児慢性特定疾病 ⁹
H30年度末	719	613	106
R1年度末	734	623	111
R2年度末	772	663	109

資料：東松山保健所

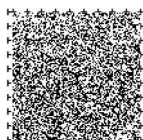
⁵ 気分と感情の変動により特徴づけられる精神疾患で、うつ病や双極性障害などがあります。

⁶ 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患で、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴があります。

⁷ 心因（心理・社会的環境要因）による心身の機能障害で不安神経症、強迫神経症、心気神経症、抑うつ神経症などがあります。

⁸ 先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患である「器質性精神障害」や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害である「発達障害」などがあります。

⁹ 児童福祉法に基づき医療費助成の対象となる18歳未満の子どもの慢性疾病で、令和3年11月時点では788疾病が指定されています。



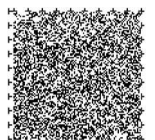
(7) サービス支給決定者数の推移

サービス支給決定者数については、増加傾向が続いています。

表10 サービス支給決定者数 (人)

現在	児童	身体障害	知的障害	精神障害	特殊の疾病	計
H30年度末	112	118	276	154	0	660
R1年度末	127	136	300	184	0	747
R2年度末	134	128	304	193	0	759

資料：東松山市福祉事務所



4. 基礎調査の実施

(1) アンケート調査による障害のある人の実態調査

本計画は、従来の市民福祉プランと同様に、当事者を含む市民、事業者と行政との協働により推進します。

そのため、後期計画策定段階で以下のような調査を実施しました。

① アンケート調査

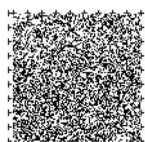
本調査では、障害のある人、中学生及び一般市民を対象にアンケートを実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

表11 アンケート調査の方法と期間

	I 障害のある人を対象としたアンケート	II 中学生を対象としたアンケート	III 市民を対象としたアンケート
調査対象	令和2年7月1日現在、主として障害者手帳をお持ちの人、1,000人を抽出	市内中学校2年生、688人	令和2年7月27日現在、市内にお住まいの20歳以上の人、250人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収	学校配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	令和2年7月11日～8月3日	令和2年8月27日～9月25日	令和2年8月3日～8月31日

表12 アンケート調査の回答状況

	I 障害のある人を対象としたアンケート	II 中学生を対象としたアンケート	III 市民を対象としたアンケート
調査対象者数 (a)	1,000人	688人	250人
有効回答者数 (b)	568人	670人	129人
有効回答率 (b/a)	56.8%	97.3%	51.6%



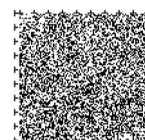
② ヒアリング調査・アンケート等による意向把握

障害のある人本人や保護者、障害に関係する団体、障害のある人を雇用している企業などを対象に、ヒアリング調査・アンケート調査を実施しました。

ヒアリング調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業者や団体等に実施についての意向を確認し、ご承諾いただいた場合のみ実施しています。

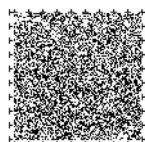
表13 ヒアリング実施状況

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数 /人数	団体名	ヒアリング/アンケート 調査項目
1	障害福祉サービス事業所 (ヒアリング)	2	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 相談支援事業所 あじさい ▪ 縁キッズ東松山 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害福祉サービスでの課題、問題点 ▪ 障害福祉サービスで、あれば良いサービス
2	障害福祉サービス事業所 (アンケート)	10	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 相談支援事業所 あじさい ▪ 縁キッズ東松山 ▪ ヘルパーステーションコアラ ▪ サポートサービスシャローム ▪ 生活介護ともす ▪ オードリー ▪ あんだんて ▪ あかつき園 ▪ Kids Land あんず ▪ 相談支援センター雑草 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害のある人が高齢になって発生している問題 ▪ 事業所運営上の課題 ▪ 市の障害者施策の課題や意見 ▪ その他
3	当事者団体 (ヒアリング)	3	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ヒッキーハート ▪ ぽっぷ☆コーン ▪ 東松山市手をつなぐ育成会 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害福祉サービスでの課題、問題点 ▪ 障害福祉サービスで、あれば良いサービス
4	当事者団体 (アンケート)	5	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ヒッキーハート ▪ ぽっぷ☆コーン ▪ 東松山市手をつなぐ育成会 ▪ よつ葉会（精神障害者家族会） ▪ 障害を持つ子の親の会えんぜる 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害のある人に関する医療の課題 ▪ 障害のある人に関する就労や教育で、課題と思うこと ▪ 災害対策等で、課題と思うこと ▪ 市の障害者施策の課題や意見 ▪ その他



4. 基礎調査の実施

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数／人数	団体名	ヒアリング／アンケート調査項目
5	関係団体 (アンケート)	12	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 東松山市赤十字奉仕団 ▪ 比企医師会 ▪ 比企広域消防本部 ▪ 東松山警察署 ▪ 比企郡市歯科医師会 ▪ 東松山市民生委員・児童委員協議会障害福祉部会 ▪ ひきねっと ▪ 東松山手話サークル ▪ 耳すまネット ▪ 東松山市商工会 ▪ 自治会連合会 ▪ 東松山子育てねっと 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害のある人への障害者施策に関する周知度 ▪ 障害のある人と接するときに、何か困ったこと ▪ 障害のある人となない人が共に暮らすまちづくりのために、必要だと思うこと ▪ 障害者施策で、団体として課題に感じていること ▪ 市の障害者施策の課題や意見 ▪ その他
6	当事者 (アンケート)	5	<hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、障害福祉サービスを利用して困ったこと ▪ 地域の理解や差別等で困ったこと ▪ 仕事や学校について、何か困ったこと ▪ 災害等を想定した際に、何か困ったこと ▪ 市の障害者施策等について ▪ 医療について、何か困ったこと ▪ その他



4. 基礎調査の実施

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数 ／人数	団体名	ヒアリング／アンケート 調査項目
7	特別支援学校 (ヒアリング)	1	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県立東松山特別支援学校 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 学校での課題や意見 ▪ 障害福祉サービスで課題、問題のあるもの
8	特別支援学校 (アンケート)	2	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県立東松山特別支援学校 ▪ 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害福祉サービスで、あれば良いサービス ▪ 市の障害者施策等について ▪ その他
9	事業者 (アンケート)	5	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 東松山医師会 ▪ 東観光開発株式会社 ▪ 株式会社エム・エル・エス ▪ 株式会社ケアサービス彩松〔ひだまりの郷〕 ▪ 有限会社みどりの郷あすか 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 雇用障害者の種別 ▪ 障害者雇用のための工夫点 ▪ 障害のある人を雇用していくための問題点、課題 ▪ 障害のある人が企業などで働くために、学校教育の場で身につけるべき知識やスキル ▪ 今後の障害者雇用について ▪ 市の障害者施策等での課題や意見 ▪ その他



③ 東松山市障害者計画等策定委員会及び部会による検討

本計画策定に際し、東松山市障害者計画等策定委員会の中の実務担当者からなる部会を4回開催し、計画の検討を行い、委員会を3回開催し審議を行いました。

④ パブリックコメントの実施

令和4年1月に、計画案を市ホームページなどで公表し、広く市民等からの意見を求めました。

